

平成25年 第4回 築上町議会定例会会議録(第5日)

平成25年12月13日(金曜日)

議事日程(第5号)

平成25年12月13日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第70号 平成25年度築上町一般会計補正予算(第4号)について
- 日程第2 議案第71号 平成25年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算
(第1号)について
- 日程第3 議案第72号 平成25年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第4 議案第73号 平成25年度築上町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第5 議案第74号 築上町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第75号 築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第76号 築上町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の
制定について
- 日程第8 議案第77号 築上町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の
制定について
- 日程第9 議案第78号 築上町ごみ処理場条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第79号 築上町霊園条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第80号 築上町簡易水道事業(築城中部地区)給水条例の一部を改正する
条例の制定について
- 日程第12 議案第81号 築上町簡易水道事業(築城地区)給水条例の一部を改正する条例の
制定について
- 日程第13 議案第82号 築上町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第83号 築上町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第84号 築上町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第85号 築上町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第86号 築上町図書館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第87号 字の区域の変更について
- 日程第19 意見書案第5号 容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再利用を促進するための
法律の制定を求める意見書案について
- 日程第20 陳情第2号 2014年度教育条件整備陳情書
(継続審査分)
- 日程第21 陳情第1号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書

採択」に関する陳情について

(追加分)

日程第22 常任委員会の閉会中の継続審査について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第70号 平成25年度築上町一般会計補正予算(第4号)について
- 日程第2 議案第71号 平成25年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第3 議案第72号 平成25年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第4 議案第73号 平成25年度築上町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第5 議案第74号 築上町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第75号 築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第76号 築上町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第77号 築上町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第78号 築上町ごみ処理場条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第79号 築上町霊園条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第80号 築上町簡易水道事業(築城中部地区)給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第81号 築上町簡易水道事業(築城地区)給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第82号 築上町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第83号 築上町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第84号 築上町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第85号 築上町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第86号 築上町図書館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第87号 字の区域の変更について
- 日程第19 意見書案第5号 容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再利用を促進するための法律の制定を求める意見書案について
- 日程第20 陳情第2号 2014年度教育条件整備陳情書

(継続審査分)

日程第21 陳情第1号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択」に関する陳情について

(追加分)

日程第22 常任委員会の閉会中の継続審査について

出席議員(16名)

1番 工藤 政由君	2番 小林 和政君
3番 宮下 久雄君	4番 西畑イツミ君
5番 西口 周治君	6番 工藤 久司君
7番 有永 義正君	8番 丸山 年弘君
9番 吉元 成一君	10番 武道 修司君
11番 塩田 文男君	12番 塩田 昌生君
13番 中島 英夫君	14番 田原 宗憲君
15番 信田 博見君	16番 田村 兼光君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 進 克則君 補佐 木部 英明君

説明のため出席した者の職氏名

町長 新川 久三君 副町長 八野 紘海君
教育長 進 俊郎君
会計管理者兼会計課長 田中 哲君
総務課長 則行 一松君 財政課長 中野 誠一君
企画振興課長 渡邊 義治君 人権課長 中野 康弘君
税務課長 田村 一美君 住民課長 平塚 晴夫君
福祉課長 高橋 美輝君 産業課長 田村 啓二君
建設課長 平尾 達弥君 都市政策課長 久保 和明君
上水道課長 加來 泰君 下水道課長 古田 和由君
総合管理課長 松田 洋一君 環境課長 永野 隆信君
農業委員会事務局長 ... 加來 直之君 商工課長 神崎 一浩君
学校教育課長 金井 泉君 生涯学習課長 宮尾 孝好君
監査事務局長 木部 英明君

午前10時00分開議

議長(田村 兼光君) ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

ただいまから議事に入ります。

日程第1. 議案第70号

議長(田村 兼光君) 日程第1、議案第70号平成25年度築上町一般会計補正予算(第4号)についてを議題とします。

本案所管分について、委員長の報告を求めます。塩田厚生文教常任委員長。塩田議員。

厚生文教常任委員長(塩田 文男君) 議案第70号平成25年度築上町一般会計補正予算(第4号)について、所管の項目について慎重に審査した結果、障害者福祉の自立支援給付費など主な増額補正であり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議長(田村 兼光君) 続きまして、中島産業建設常任委員長。中島議員。

産業建設常任委員長(中島 英夫君) 議案第70号平成25年度築上町一般会計補正予算(第4号)について、所管の項目について慎重に審査した結果、バイオマス産業都市構想策定費及び観光施設整備費が主な補正であり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議長(田村 兼光君) 続きまして、信田総務常任委員長。信田議員。

総務常任委員長(信田 博見君) 議案第70号平成25年度築上町一般会計補正予算(第4号)について、所管の項目について慎重に審査した結果、公共施設等整備基金積立金が主な補正であり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議長(田村 兼光君) 報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

これより議案第70号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第70号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第70号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第2. 議案第71号

日程第3. 議案第72号

日程第4. 議案第73号

議長(田村 兼光君) お諮りします。日程第2、議案第71号平成25年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてから、日程第4号、議案第73号平成25年度築上町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてまでは、厚生文教常任委員会への付託案件であり、一括して委員長の報告を求めたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第71号から議案第73号まで、一括して委員長報告を行うことに決定しました。

では、議案第71号から議案第73号までの報告を求めます。厚生文教常任委員長、塩田議員。

厚生文教常任委員長(塩田 文男君) 議案第71号平成25年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について、本案について慎重に審査した結果、規定の歳入予算の財源の調整を行う補正であり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第72号平成25年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について、本案について慎重に審査した結果、規定の歳入予算の財源の調整を行う補正であり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第73号平成25年度築上町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について、本案について慎重に審査した結果、規定の歳入予算の財源の調整を行う補正であり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上です。

議長(田村 兼光君) 説明を終わりました。

日程第2、議案第71号平成25年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

これより議案第71号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第71号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第71号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第3、議案第72号平成25年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

これより議案第72号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第72号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第72号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第73号平成25年度築上町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

これより議案第73号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第73号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第73号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第5. 議案第74号

議長(田村 兼光君) 日程第5、議案第74号築上町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。(発言する者あり)いいですか。どこまで行っちゃったか。

本案について、委員長の報告を求めます。これより委員長報告に対する、いや始まってない、総務委員長の説明が。

総務常任委員長(信田 博見君) 議案第74号築上町税条例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議長(田村 兼光君) 報告終わりました。

本案について、質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

これより議案第74号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第74号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第74号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第6. 議案第75号

議長(田村 兼光君) 日程第6、議案第75号築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。信田総務委員長。

総務常任委員長(信田 博見君) 議案第75号築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議長(田村 兼光君) 報告を終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

これより議案第75号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第75号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第75号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第7.議案第76号

日程第8.議案第77号

日程第9.議案第78号

日程第10.議案第79号

日程第11.議案第80号

日程第12.議案第81号

日程第13.議案第82号

日程第14.議案第83号

日程第15.議案第84号

議長(田村 兼光君) お諮りします。日程第7、議案第76号築上町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第15号、議案第84号築上町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定については、厚生文教常任委員会への付託案件であり、一括して委員長の報告を求めたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第76号から議案第84号まで、一括して委員長報告を行うことに決定しました。

では、議案第76号から議案第84号までの報告を求めます。厚生文教常任委員長、塩田議員。

厚生文教常任委員長(塩田 文男君) 議案第76号築上町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、地方税法の一部改正に伴い、後期高齢者医療保険にかかわる延滞金の割合の特例を改めるため条例の一部を改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第77号築上町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、消費増税に対して反対の意見もありましたが、消費税法及び地方税法の一部の改正に伴い、消費税率が来年4月1日から8%に引き上げられるため条例の一部を改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第78号築上町ごみ処理場条例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、消費増税に対して反対の意見もありましたが、消費税法及び地方税法の一部の改正に伴い、消費税率が来年4月1日から8%に引き上げられるため条例の一部を改正するものであり、原案のとおり可決するべきものと決定しました。

議案第79号築上町霊園条例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、消費増税に対して反対の意見もありましたが、消費税法及び地方税法の一部の改正に伴い、消費税率が来年4月1日から8%に引き上げられるための条例の一部を改正するものであり、原案のとおり可決するべきものと決定しました。

議案第80号築上町簡易水道事業(築城中部地区)給水条例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、消費税増税に対しての反対意見もありましたが、消費税法及び地方税法の一部の改正に伴い、消費税率が来年4月1日から8%に引き上げられるための条例の一部を改正するものであり、原案のとおり可決するべきものと決定しました。

議案第81号築上町簡易水道事業(築城地区)給水条例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、消費増税に対して反対意見もありましたが、消費税法及び地方税法の一部の改正に伴い、消費税率が来年4月1日から8%に引き上げられるための条例の一部を改正するものであり、原案のとおり可決するべきものと決定しました。

議案第82号築上町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、消費増税に対して反対の意見もありましたが、消費税法及び地方税法の一部の改正に伴い、消費税率が来年4月1日から8%に引き上げられるための条例の一部を改正するものであり、原案のとおり可決するべきものと決定しました。

議案第83号築上町下水道条例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、消費増税に対しての反対意見もありましたが、消費税法及び地方税法の一部の改正に伴い、消費税率が来年4月1日から8%に引き上げられるための条例の一部の改正するものであり、原案のとおり可決するべきものと決定しました。

議案第84号築上町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、消費税増税に対して反対の意見もありましたが、消費税法及び地方税法の一部の改正に伴い、消費税率が来年4月1日から8%に引き上げるための条例の一部を改正するものであり、原案のとおり可決するべきものと決定しました。

以上です。

議長(田村 兼光君) 説明終わりました。

日程第7、議案第76号築上町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

これより議案第76号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第76号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第76号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第8、議案第77号築上町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

議員(4番 西畑イツミ君) 委員会でも消費税増税について反対いたしましたので、ここで反対の討論をいたします。

来年4月からの消費税増税に国民の7割以上が反対しております。ところが、安倍首相は国民に約8兆円の増税、大企業には減税を表明しました。1997年に消費税が3%から5%に増税した際は、国民の所得は確実にふえ続けていたのに2%消費税が上がったことにより深刻なデフレ不況になりました。今は給料も上がらず、物価は上昇して、暮らしも営業も大変なときです。このようなときに消費税を8%に増税したら、一層消費を冷え込ませます。今以上の深刻なデフレ不況に陥ってしまいます。椎田町でも廃業する店がふえております。今、国民の所得をふやすこと、給料を上げることが求められているときに史上最大の増税を実施することには反対の立場ですので、この議案第77号は消費税8%に引き上げることによってし尿処理料金が36リットルにつき10円値上げになるので反対いたします。

以上が反対の理由です。

議長(田村 兼光君) 次に、賛成意見のある方。ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

委員長報告に反対意見がありますので、これより議案第77号について採決を行います。議案第77号は、

原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長(田村 兼光君) お座りください。起立多数です。よって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第78号築上町ごみ処理場条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。西畑議員。

議員(4番 西畑イツミ君) 同じく、77号議案で反対の理由を述べましたが、この78号議案はごみの搬入量が10キロに対して消費税分高くなりますので反対いたします。

以上が反対の理由です。

議長(田村 兼光君) 賛成意見のある方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

委員長報告に反対意見がありますので、これより議案第78号について採決を行います。議案第78号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長(田村 兼光君) お座りください。起立多数です。よって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第79号築上町霊園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。西畑議員。

議員(4番 西畑イツミ君) この議案も77号議案述べました理由と同じですが、消費税が8%になることによって墓地の管理料の値上げになりますので、反対いたします。

これが反対の理由です。

議長(田村 兼光君) 次に、賛成のある方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

委員長報告に反対意見がありますので、これより議案第79号について採決を行います。議案第79号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長(田村 兼光君) お座りください。起立多数です。よって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第80号築上町簡易水道事業(築城中部地区)給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。西畑議員。

議員(4番 西畑イツミ君) この80号議案も77号議案で反対いたしました理由と同じですが、消費税が8%に引き上げられることによって値上げになりますので反対いたします。

これが反対の理由です。

議長(田村 兼光君) 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

委員長報告に反対意見がありますので、これより議案第80号について採決を行います。議案第80号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長(田村 兼光君) お座りください。起立多数です。よって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第81号築上町簡易水道事業(築城地区)給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。西畑議員。

議員(4番 西畑イツミ君) この81議案も77号議案で反対した理由と同じですが、消費税が8%に引き上げられることによって値上げになりますので反対いたします。

これが反対理由です。

議長(田村 兼光君) 賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

委員長報告に反対意見がありますので、これより議案第81号について採決を行います。議案第81号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長(田村 兼光君) お座りください。起立多数です。よって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第82号築上町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。吉元議員。

議員(9番 吉元 成一君) 委員長にお尋ねします。委員会報告書として提出している文にもずっと出てますけれども、「各議案とも可決しました」とこう言いましたが、一部反対があったけれども可決しましたんですが、大体こういうときは報告書は「賛成多数で可決しました」という報告書のほうがよろしいと思うんですけど、その点について委員長どういうふうにお考えでしょうか。

議長(田村 兼光君) 塩田議員。

厚生文教常任委員長(塩田 文男君) そういい方もあると思います。今後考えていきたいと思います。

議長(田村 兼光君) よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。西畑議員。

議員(4番 西畑イツミ君) この議案も77号議案と同じ理由です。消費税増税に反対しますので、この議案についても反対いたします。

これが反対の理由です。

議長(田村 兼光君) 賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

委員長報告に反対意見がありますので、これより議案第82号について採決を行います。議案第82号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長(田村 兼光君) お座りください。起立多数です。よって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第83号築上町下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。西畑議員。

議員(4番 西畑イツミ君) この議案も委員会を反対いたしましたので、ここでも反対の意見を述べます。77号議案でも反対いたしました。その理由と同じです。消費税増税には反対いたしますので、この議案についても反対いたします。

それが反対理由です。

議長(田村 兼光君) 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

委員長報告に反対意見がありますので、これより議案第83号について採決を行います。議案第83号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長(田村 兼光君) お座りください。起立多数です。よって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第84号築上町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。西畑議員。

議員(4番 西畑イツミ君) 同じくこの84号議案も委員会で反対いたしましたので、ここで反対の理由を述べます。77号議案でも述べましたように、これは消費税が8%に引き上げられることによって値上げになりますので、消費税増税について反対いたします。

これが反対の理由です。

議長(田村 兼光君) 賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

委員長報告に反対意見がありますので、これより議案第84号について採決を行います。議案第84号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長(田村 兼光君) 起立多数です。よって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第85号

議長(田村 兼光君) 日程第16、議案第85号築上町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。中島産業常任委員長。中島議員。

産業建設常任委員長(中島 英夫君) 議案第85号築上町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

議長(田村 兼光君) 説明終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

これより議案第85号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第85号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第85号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第17、議案第86号

議長(田村 兼光君) 日程第17、議案第86号築上町図書館条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。塩田厚生文教常任委員長。塩田議員。

厚生文教常任委員長(塩田 文男君) 議案第86号築上町図書館条例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、図書館利用者の利便性向上及び貸し出しの利用促進を推進するための条例の一部を改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

議長(田村 兼光君) 報告終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

これより議案第86号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第86号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第86号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第18. 議案第87号

議長(田村 兼光君) 日程第18、議案第87号字の区域の変更についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。中島産業建設常任委員長。中島委員長。

産業建設常任委員長(中島 英夫君) 議案第87号字の区域の変更について、本案について慎重に審査した結果、県営土地改良事業の実施に伴い字の区域を変更するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議長(田村 兼光君) 報告終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

これより議案第87号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第87号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第87号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第19. 意見書案第5号

議長(田村 兼光君) 日程第19、意見書案第5号容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再利用を促進するための法律の制定を求める意見書案についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長、塩田議員。

厚生文教常任委員長(塩田 文男君) 意見書案第5号容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再利用を促進するための法律の制定を求める意見書案について、本案について慎重に審査した結果、安易にレジ袋使用量を大幅に削減するための有料化などの法制化については、国民の負担増を法律で縛ることになることから反対の意見もありましたが、賛成多数のため原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

議長(田村 兼光君) 報告終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。西畑議員。

議員(4番 西畑イツミ君) 委員会でも反対いたしました。反対理由を述べさせていただきます。レジ袋使用量を大幅に削減するため、拡大生産者責任の徹底を図り、住民の自覚を高め、住民の協力でレジ袋を減らす検討を進めることが大事です。この意見書の中の2番にはレジ袋の有料化を法律で義務づけることについて書かれておりますので、反対いたします。

以上が反対の理由です。

議長(田村 兼光君) 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) ございませんね。これで討論を終わります。

委員長報告に反対意見がありますので、これより意見書案第5号について採決を行います。意見書案第5号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長(田村 兼光君) お座りください。起立多数です。よって、意見書案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第20、陳情第2号

議長(田村 兼光君) 日程第20、陳情第2号2014年度教育条件整備陳情書についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。塩田厚生文教常任委員長。

厚生文教常任委員長(塩田 文男君) 陳情第2号2014年度教育条件整備陳情書、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり採択すべきものと決定をいたしました。

議長(田村 兼光君) 説明が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

これより陳情第2号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は採択です。陳情第2号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、陳情第2号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

日程第21. 陳情第1号

議長(田村 兼光君) ここで継続審査分です。

日程第21、陳情第1号「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択」に関する陳情についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。中島産業建設常任委員長。中島委員長。

産業建設常任委員長(中島 英夫君) 陳情第1号「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択」に関する陳情について、本件について慎重に審査した結果、本町の森林の整備、保全等の今後の推進状況を見る必要がある、そのことから継続審査とすべきものと決定いたしました。

なお、近隣の議会の状況も調査しまして、上毛町は陳情書を議員に配付したと、そこまでしかわかりません。みやこ町は意見書の提出をするということになって、豊前市もまだわかっておりません。そういうことです。

議長(田村 兼光君) 報告終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

これより陳情第1号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は継続です。陳情第1号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、陳情第1号は委員長報告のとおり継続することと決定しました。

日程第22. 常任委員会の閉会中の継続審査について

議長(田村 兼光君) ここで追加議案です。

お諮りします。日程第22、常任委員会の閉会中の継続審査についてを、会議規則第39条第2項の規定により委員会付託を省略し、本日即決したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、日程第22、常任委員会の閉会中の継続審査についてを、委員会付託を省略し、本日即決することに決定しました。

日程第22、常任委員会の閉会中の継続審査についてを議題とします。それぞれの常任委員会委員長から閉会中の継続審査の申し出がありましたので、これを許可したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。したがって、それぞれの常任委員会委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。

議長(田村 兼光君) 以上で、本日の日程は全て終了しました。議会を閉じます。

ここで、町長から挨拶の申し出がありましたので、これを許します。新川町長。

町長(新川 久三君) 議員の皆様には12月2日開会以来12日間、全議案慎重審議をしていただき、全議案を可決をいただきました。大変ありがとうございました。

私にとっては一番最後の定例会となりました。2月2日に執行する町長選挙には再度立候補を表明させていただきます。またこの場に立てるように頑張りたいと、このように思っている次第でございます。

最後に、もう本当に厳寒の折になってまいります。議員の皆様には御自愛をいただき、いい午年を迎えていただきますようお願い申し上げます。お礼の言葉とさせていただきます。どうもありがとうございました。

議長(田村 兼光君) これをもちまして平成25年第4回築上町議会定例会を閉会します。どうも御苦労ありがとうございました。

午前10時42分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員